

役員報酬等基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人陽和福社会定款8条及び第22条の規定に基づき、理事、監事及び評議員等の報酬並びに費用に関する事項について定める。

(報酬等の種類)

第2条 役員に支給する報酬等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員には、月額報酬、賞与及び退職金を支給する。
- (2) 非常勤役員には、別に定める報酬を支給する。
- (3) 苦情解決第三者委員、評議員選任・解任委員会委員等、法人の業務執行に必要な委員に費用弁償として別に定める額を支給する。

(報酬の額)

第3条 常勤役員に支給する月額報酬は、職員の給与及び退職金規程に基づき支給するものとする。

- 2 非常勤役員に支給する報酬は、別表に掲げる「非常勤役員の報酬」で定める額とする。
- 3 苦情解決第三者委員等に支給する費用弁償の額は、業務の日に1日当たり3,000円を支給する。

(報酬等の支払い)

第4条 常勤役員の月額報酬(賞与を除く。)の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が休休日又は祝休日にあたる場合は、前日とする。

- 2 非常勤役員等への報酬等の支給は、業務当日に支給する。

(賞与)

第5条 常勤役員の賞与は、6月と12月に支給する。

- 2 賞与の額は、基本給と役職手当に6月は100分の150、12月は100分の200とする。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、月額報酬及び賞与とは別に通勤手当を支給し、非常勤役員等には支給しない。

(公表)

第7条 この法人は、この基準をもって社会福祉法第59条第2項の2に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この基準の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が定める。

附則

この基準は、平成29年4月11日から施行する。

附則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表 非常勤役員の報酬

役 職	報酬の額	
理事長	月額	80,000円
理 事	日額	5,000円
監 事	日額	5,000円
評議員	日額	5,000円